

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	35	担当課	障がい福祉課
法令名	発達障害者支援法	根拠条項	第17条	不利益処 分の種類	発達障害者支援センターに対 する改善命令	
○発達障害者支援法（平成16年法律第167号）						
(改善命令)						
第17条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第14条第1項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。						
(発達障害者支援センター等)						
第14条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「発達障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。						
(1) 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。						
(2) 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。						
(3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。						
(4) 発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。						
(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務						
2・3 省略						